

特許協力条約
に基づく国際出願等
に関する法律
(国際出願法)

第1章	1条～3条
第2章	4条～7条
第3章	8条～9条
第4章	10条～15条
第5章	16条～21条 (完)

テープコード

--	--	--

【国際出願法】

条	項	号	内容
1			趣旨 この法律は、 PCT 特許協力条約（以下「条約」という。）に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。
2			国際出願 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という。）は、特許庁長官に条約第2条（vii）の国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をするときも、同様とする。…H28-条約6-(i)
3			願書等
	1		国際出願をしようとする者は、日本語又は省令（国願法施規 12 条）で定める外国語（英語）で作成した願、明、請、（必要な）図、要を特許庁長官に提出しなければならない。
	2		願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
		1	当該出願を条約に従って処理すべき旨の申立て
		2	出願人の氏名又は名称並びにその国籍及び住所又は居所（出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所）
		3	発明の名称
		4	前各号に掲げるもののほか、経済産業省令（施規 15 条）で定める事項
	3		明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらの書類に関し必要な事項は、経済産業省令（施規 17 条（明）、18 条（請）、19 条（図）、20 条（要））で定める。
4			国際出願日の認定等 → PCT11条
	1		特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。 must
		1	出願人が第2条に規定する要件を満たしていないとき。
		2	前条第2項1号に掲げる事項の記載がないとき。
		3	出願人の氏名等の記載がなく、又は特定できる程度に明確でないとき。
		4	明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。
		5	明・請が日本語又は英語で作成されていないとき。
	2		特許庁長官は、国際出願が前項各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。 must
	3		特許庁長官は、前項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。 must

テーブルコード

--	--	--

条	項	号	内容
5			不足図面の提出
	1		特許庁長官は、国際出願において、 <u>その国際出願に含まれていない図面についての記載がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。</u> must
	2		長官は、前項の通知を受けた者が省令（施規 27 条）で定める期間内（＝通知日から 2 月）に図面を提出したときは、 <u>その図面の到達の日を国願日として認定 must。</u>
6			補正命令
	1		特許庁長官は、 <u>国際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。</u> must
	1		願書が日本語又は英語で作成されていないとき。…H28-6(p)
	2		発明の名称の記載がないとき
	3		図面（図説に限る。）及び要約書が明・請の言語で作成されていないとき。
	4		要約書が含まれていないとき
	5		準特 7 条 1 項～3 項までの規定に違反しているとき
	6		経済産業省令で定める方式に違反しているとき
7			<u>国願法が施規 30 条</u> 取り下げられたものとみなす旨の決定
	1		特許庁長官は、 <u>国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</u> must
	1		前条の補正命令応答期間内に手続の補正をしなかったとき。
	2		18 条 2 項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料が省令（施規 32 条）期間（＝納付命令日から 1 月以）内に納付されなかったとき。
	3		4 条 1 項、3 項、5 条 2 項による認定をした国際出願につき、省令（施規 33 条）期間（＝国願日から 4 月以）内に、4 条 1 項各号のいずれかに該当することを発見したとき。
8			ISR = 国際調査報告 (先行技術調査の報告)
	1		特許庁長官は、 <u>国際出願日が認定された国際出願につき、審査官に、国際調査報告を作成させなければならない。</u> must
	2		1 号又は 2 号に該当する場合→国際調査報告を作成しない旨の決定 (must) = PCT17(2)(a)
	3		一部の請求項が前項 1 号又は 2 号に該当する場合 → 当該一部以外について、ISR を作成する。
	4		単一性がない場合の追加手数料納付命令 (must) by 長官
	5		追加手数料不納付の場合、手数料納付があった発明に係る部分については国際調査の結果を、その他の部分についてはその旨を、国際調査報告に記載するものとする。
9			文献の写しの請求
			出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、経済産業省令（施規 49 条）で定める期間内（＝国際出願日から 7 年）に、その文献の写しの送付を請求することができる。

PCT20条(3)
R44.3(a)

テーブルコード

--	--	--

条 項 号	内 容
10	国際予備審査の請求 22月 国際出願日の認定を受けた国際出願の出願人は、経済産業省令（施規 51 条の 2 第 1 項）で定める期間内（＝<u>国際調査報告送付日から 3 月又は優先日から 1 年 10 月のうちいずれか遅い日まで</u>※）に、その国際出願について、特許庁長官に条約 33 条に規定する国際予備審査（以下「<u>国際予備審査</u>」という。）の請求をすることができる。 ※…期間徒過→請求は行われなかったものとみなされる（施規 51-2②） RS3.7 = みなし全選取 ただし、出願人が<u>条約 31 条(2)の規定</u>により国際予備審査の請求をすることができることとされている者以外の者である場合その他経済産業省令（施規 51 条）で定める場合（＝<u>出願人の指定する指定国がすべて条約 64 条(1)(a)の規定による宣言をした国である場合</u>）は、この限りでない。
2	前項の請求をしようとする者は、経済産業省令で定める事項を<u>日本語</u>又は経済産業省令（施規 52 条の 2 → 施規 12 条）で定める外国語（＝<u>英語</u>）により記載した請求書を、特許庁長官に提出しなければならない。 must
11	国際予備審査の請求に伴う補正 国際予備審査の請求をした出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
12	国際予備審査報告 特許庁長官は、国際予備審査の請求があったときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に国際予備審査報告を作成させなければならない。 must 審査官は、<u>全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨を、一部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を、報告に記載する。</u> - 予備審査を要しないものとして経省令で定める事項を内容とするとき。 - 明・請・図が不明確で、新・進・産についての見解を示すことができないとき 3 PCT 34(3)(a) → can 特許庁長官は、<u>発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、請求の範囲を減縮し、又は手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</u>…H27-50-5 決枝 1 号（日本語料金）＜ 2 号（外国語料金） 4 審査官は、<u>出願人が指定期間内にその請求の範囲を減縮せず又は手数料を追加して納付しないときは、経省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があった発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があった発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、報告に記載するものとする。</u> IPER作成制

テープコード

--	--	--

13			答弁書の提出
	1		審査官は、次の各号の一に該当するときは、報告の作成前に、出願人に対しその旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書提出機会を与え must。
	1		請求の範囲に記載されている発明に、新、進、産がないとき。
	2		国際予備審査報告において条約 35 条(2)に規定する意見を述べる必要があるときその他経済産業省令で定めるとき。
14			国際予備審査の請求の手續の不備等
			国際予備審査の請求につき、第 18 条 2 項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、 <u>政令※</u> で定める。
15			PCT 36 条(4) 準用 R71.2(a)
			9 条（文献の写しの請求）の規定は、国際予備審査の請求をした場合に準用する。

※…国際出願法施行令第 1 条（国際予備審査の請求に係る手續の補完及び手續の補正）

- 1 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の経済産業省令で定める事由のうち当該請求に係る国際出願の特定に関する事由として経済産業省令で定めるものがあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手續の補完をすべきことを命じなければならない。この場合において、手續の補完をすべきことを命じられた者がその期間内に手續の補完をしたときは、当該国際予備審査の請求は、手續の補完に係る書面の到達の日にされたものとみなす。
- 2 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、法第 14 条に規定する事由のうち前項に規定するもの以外のものがあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手續の補正をすべきことを命じなければならない。
- 3 前 2 項の規定により手續の補完又は手續の補正をすべきことを命じられた者が前 2 項に規定する期間内に手續の補完又は手續の補正をしなかったときは、その国際予備審査の請求は、初めからなかったものとみなす。

手續の補正

テープコード

--	--	--

条	項	号	内容
16			代表者等
	1		二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手続については、 省令（※1） で定める場合を除き、 <u>出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれを行うことができる。</u>
	2		長官は、二人以上が共同して国際出願をした場合において <u>出願人が代表者を定めていない</u> ときは、 省令（※2） で定めるところにより、出願人の代表者を指定できる。
	3		代理人によりこの法律の規定に基づく手続をしようとする者は、19条1項前段で準用する特7条1項本文の規定により <u>法定代理人により手続をしようとする場合</u> その他政令で定める場合を除き、 <u>弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。</u>
17			補完命令 手続の補完等の特例
			出願人が 4条2項の命令 又は 5条1項の通知 を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手続を執ったときは、 省令（※3） で定める場合を除き、 <u>当該手続は、その命令又は通知を受けたことにより執った手続とみなす。</u> …R1-5-3
18			手数料
	1		第9条（15条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。
	2	1	<u>特許庁が国際調査をする国際出願をする者が納付すべき手数料</u>
		2	<u>特許庁以外の機関が国際調査をする国際出願をする者が納付すべき手数料</u>
		3	<u>国際予備審査の請求をする者</u>
	3		端的に言えば、 H27-50-3 の枝のように、 <u>国が国際出願をする場合であっても、国際事務局に対する手数料は納付しなければならない</u> ということを意味している。
18の2			手数料の減免
			政令…国願法施行令5条参照。国際出願関連手数料の軽減率は、特許料の場合と同様に、 ① <u>中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等については二分の一、</u> ② <u>小規模企業及びベンチャー企業については三分の二、</u> ③ <u>福島復興関連中小事業者については四分の三</u> としている。

テープコード

--	--	--

(※1) …国際出願法施規 36 条 4 項 (国際出願等の取下げ)

第1項の取下げは、出願人の代理人 (すべての出願人を代理する者に限る。) 又は代表者 (16 条 2 項の規定により指定された代表者を除く。) がいない場合は、すべての出願人が記名し、かつ、印を押し、又は署名をした書面によらなければならない。

cf. 特14条

(※2) …国際出願法施行規則 71 条 (特許庁長官による代表者の指定)

16 条 2 項の規定による出願人の代表者の指定は、出願人として願書に記載されている日本国民等のうち、最初に記載されているものについて行うものとする。…R1-5-4

(※3) …国際出願法施行規則 72 条 (手続の補完等の特例が認められない場合)

17 条の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から 2 月を経過した後、に執った場合とする。

- 一 4 条 2 項の規定による命令を受けた場合に執るべき手続 国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日
- 二 5 条 1 項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続 国際出願日

テープコード

--	--	--

条	項	号	内容
19			特許法の準用
	1	特許法の準用規定	特7条1項（未・成被の手續）、2項（被保佐人の手續）、3項（法定代理人の手續） 特8条（在外者の特許管理人）…<u>R1-5-5</u> 特11条（代理権の不消滅） 特13条1項（代理人によるべき命令）及び4項（命令後の手續却下）…<u>R27-50-4</u> 特16条（手續をする能力がない場合の追認）…<u>H28-6(h)</u> 特20条（手續の効力の承継） 特21条（手續の続行）
	2		特47条2項（審査官の資格）は、 <u>国際調査及び国際予備審査</u> に準用する。
	3		特195条の3（行政手続法の適用除外）は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。
20			経済産業省令への委任
			第2条から前条までに定めるもののほか、国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し条約及び規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。
21			条約に基づく機関としての事務
			この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従って、<u>特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において</u>、この法律の規定の適用を受ける者以外（<u>外国の者</u>）に関し条約に規定する受理官庁、<u>国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。</u>

重要

特19条(発信主義)を準用いかな。→国際出願は到達主義

テープコード

--	--	--

令和3年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ
(令和4年4月1日施行)

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022-hyokin/kaitei.html>

(3) 国際出願（特許、実用新案）関係手数料（特許協力条約に基づく国願法施行令第2条）

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料+調査手数料 (日本語)	80,000 円 (内 送付手数料 10,000 円)	160,000 円 (内 送付手数料 17,000 円)
送付手数料+調査手数料 (英語)	166,000 円 (内 送付手数料 10,000 円)	186,000 円 (内 送付手数料 17,000 円)
国際調査の追加手数料 (日本語)	60,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)	105,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)
国際調査の追加手数料 (英語)	126,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)	168,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)
予備審査手数料 (日本語)	26,000 円	34,000 円
予備審査手数料 (英語)	58,000 円	69,000 円
予備審査の追加手数料 (日本語)	15,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)	28,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)
予備審査の追加手数料 (英語)	34,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)	45,000 円× (請求の範囲の発明の数-1)

テーブルコード

--	--	--

凡例

(1) 官庁・機関等

WIPO	世界知的所有権機関 World Intellectual Property Organization
IB	国際事務局 International Bureau
RO	受理官庁 Receiving Office
ISA	国際調査機関 International Searching Authority
IPEA	国際予備審査機関 International Preliminary Examining Authority
DO	指定官庁 Designated Office
EO	選挙官庁 Elected Office
JPO	日本国特許庁 Japan Patent Office
RO/JP	受理官庁としての日本国特許庁
ISA/JP	国際調査機関としての日本国特許庁
IPEA/JP	国際予備審査機関としての日本国特許庁
DO/JP	指定官庁としての日本国特許庁
EO/JP	選挙官庁としての日本国特許庁

(2) ISA 又は IPEA が作成する書類

ISR	国際調査報告 International Search Report
ISA 見解書	国際調査機関の見解書 Written Opinion of the International Searching Authority (WO/ISA)
IPEA 見解書	国際予備審査機関の見解書 Written Opinion of the International Preliminary Examining Authority (WO/IPEA)
IPER	国際予備審査報告 International Preliminary Examination Report
IPRP	特許性に関する国際予備報告 International Preliminary Report on Patentability

テープコード

--	--	--